

様式第十四号 (第十九条関係)

第　　号

特別児童扶養手当額改定請求却下通知書

請求者氏名		受給者 記号・番号	第　　号
請求者住所			
却 下 し た 理 由			
令和　年　月　日付けで特別児童扶養手当の額の改定請求がありましたが、上記のとおり却下しましたので通知します。			
これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、都道府県知事に対して審査請求をすることができます。			
なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。			
また、この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県（政令指定都市の場合は市）を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となり、政令指定都市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。			
なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。			
令和　年　月　日			
知事			
印			
市長			
殿			

(A列4番)